

○国土交通省告示第九百八十八号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一百十二条第八項及び第十四項第一号の規定に基づき、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でし、かつ、その下地を準不燃材料で造ることその他これに準ずる措置の基準を次のように定める。

令和七年十月三十一日

国土交通大臣 金子 恭之

壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でし、かつ、その下地を準不燃材料で造ることその他これに準ずる措置の基準を定める件

建築基準法施行令（以下「令」という。）第一百十二条第八項及び第十四項第一号に規定する壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でし、かつ、その下地を準不燃材料で造ることその他これに準ずる措置の基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- 一 仕上げを厚さが二十五ミリメートル以上のコンクリートですること。
- 二 仕上げを厚さが三十ミリメートル以上のれんがですること。
- 三 仕上げを厚さが五ミリメートル以上の陶磁器質タイルでし、かつ、その下地を厚さが十二ミリメートル以上の窯業系サイディングで造ること。

四 仕上げを繊維強化セメント板（日本産業規格（以下「JIS」という。）A五四三〇（繊維強

化セメント板）に規定する一・〇けい酸カルシウム板又は〇・八けい酸カルシウム板に適合する材料に限る。）を二枚以上張ったものでし、その厚さの合計を二十二ミリメートル以上とすること。

五 仕上げを厚さが三十五ミリメートル以上の繊維強化セメント板（JIS A五四三〇（繊維強化セメント板）に規定する〇・五けい酸カルシウム板に適合するものに限る。）ですること。

六 仕上げを厚さが二十五ミリメートル以上の繊維強化セメント板（JIS A五四三〇（繊維強化セメント板）に規定する〇・二けい酸カルシウム板に適合するものに限る。）ですること。

七 仕上げをガラス繊維混入セメント板を一枚以上張ったものでし、その厚さの合計を十八ミリメートル以上とすること。

八 仕上げを厚さが二十五ミリメートル以上のモルタルですること。

九 仕上げを厚さが二十七ミリメートル以上のしっくいでし、かつ、その下地を平成十二年建設省告示第千四百三十九号に規定する木材等又は難燃材料で造ること。

十 仕上げを厚さが三十ミリメートル以上の片面塗り又は各面の厚さが二十五ミリメートル以上の両面塗りの壁土でし、かつ、下地を小舞下地で造ること。

十一 仕上げを厚さが二十一ミリメートル以上の強化せつこうボード（JIS A六九〇一（せつこうボード製品）に規定する強化せつこうボードに適合するものに限る。）ですること。

十二 仕上げをせっこうボード（ボード用原紙の厚さが〇・六ミリメートル以下のものに限り。）を二枚以上張ったものでし、その厚さの合計を二十一ミリメートル以上とすること。

十三 仕上げを普通木毛セメント板を二枚以上張ったものでし、その厚さの合計を三十ミリメートル以上とすること。

十四 仕上げを中質木毛セメント板を二枚以上張ったものでし、その厚さの合計を三十ミリメートル以上とすること。

十五 仕上げを厚さが二十五ミリメートル以上の硬質木片セメント板（かさ比重が〇・九以上のものに限り。）ですること。

附 則

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百十号）の施行の日（令和七年十一月一日）から施行する。